

現 行	改 正 案
<p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証票等又は番号、記号その他の符号</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 本人であることを確認する手段等で証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証票、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの</p> <p>(注)「本人であることを確認する手段等で証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証票、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの」とは、以下のイ及びロの要件のいずれも満たすものをいう。</p> <p>イ. 記名や暗証番号等により使用者が権利者本人に限定されること</p> <p>ロ. その証票等又は番号、記号その他の符号を使用しなくても、なんらかの方法で利用者が権利者本人であることを発行者が確認すれば、<u>物品</u>の購入・サービス等が提供されるものであって、以下の i から iii の要件を全て満たすものであること</p> <p>i) 当該証票等又は番号、記号その他の符号に頼らず、帳簿等その他の手段によって権利金額や回収の金額が管理されること</p> <p>ii) 当該証票等又は番号、記号その他の符号を使用しなくても、なんらかの方法で利用者が権利者本人であることを発行者が確認すれば、<u>物品</u>の購入・サービス等が提供される仕組みとなっており、利用者一般において実際そのように運用されること</p> <p>iii) (略)</p>	<p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証票等又は番号、記号その他の符号</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 本人であることを確認する手段等で証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証票、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの</p> <p>(注)「本人であることを確認する手段等で証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証票、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの」とは、以下のイ及びロの要件のいずれも満たすものをいう。</p> <p>イ. 記名や暗証番号等により使用者が権利者本人に限定されること</p> <p>ロ. その証票等又は番号、記号その他の符号を使用しなくても、なんらかの方法で利用者が権利者本人であることを発行者が確認すれば、<u>物品等</u>の購入・サービス等が提供されるものであって、以下の i から iii の要件を全て満たすものであること</p> <p>i) 当該証票等又は番号、記号その他の符号に頼らず、帳簿等その他の手段によって権利金額や回収の金額が管理されること</p> <p>ii) 当該証票等又は番号、記号その他の符号を使用しなくても、なんらかの方法で利用者が権利者本人であることを発行者が確認すれば、<u>物品等</u>の購入・サービス等が提供される仕組みとなっており、利用者一般において実際そのように運用されること</p> <p>iii) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>⑥ （略）</p> <p>(2) （略）</p>	<p>⑥ （略）</p> <p>(2) （略）</p>
<p><b>I-1-2 発行者との密接な関係について</b></p> <p>資金決済に関する法律施行令（平成 22 年政令第 19 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する「<u>発行者が行う物品の給付又は役務の提供と密接不可分な物品の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合</u>」とは、当該者が行う<u>物品の給付又は役務の提供が発行者が物品の給付又は役務の提供を行う際に必要不可欠な場合であって社会通念上両者が一体と考えられるものをいい、単なる業務提携は含まれない。</u></p>	<p><b>I-1-2 発行者との密接な関係について</b></p> <p>資金決済に関する法律施行令（平成 22 年政令第 19 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する「<u>発行者が行う物品等の給付又は役務の提供と密接不可分な物品等の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合</u>」とは、当該者が行う<u>物品等の給付又は役務の提供が発行者が物品等の給付又は役務の提供を行う際に必要不可欠な場合であって社会通念上両者が一体と考えられるものをいい、単なる業務提携は含まれない。</u></p>
<p><b>I-1-3 法の適用を除外される前払式支払手段等</b></p> <p>法第 4 条の規定による適用除外の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>① （略）</p> <p>② 「利用者が通常使用することとされている」とは、原則としてその証票等以外のものでは役務及び<u>物品</u>の提供を受けられない場合をいう。</p>	<p><b>I-1-3 法の適用を除外される前払式支払手段等</b></p> <p>法第 4 条の規定による適用除外の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>① （略）</p> <p>② 「利用者が通常使用することとされている」とは、原則としてその証票等以外のものでは役務及び<u>物品等</u>の提供を受けられない場合をいう。</p>
<p><b>I-2-1 基準日未使用残高の算出方法</b></p> <p>(1) 前払式支払手段に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 3 号。以下「内閣府令」という。）第 4 条の規定により基準日（法第 3 条第 2 項に規定する基準日をいう。以下同じ。）における基</p>	<p><b>I-2-1 基準日未使用残高の算出方法</b></p> <p>(1) 前払式支払手段に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 3 号。以下「内閣府令」という。）第 4 条の規定により基準日（法第 3 条第 2 項に規定する基準日をいう。以下同じ。）における基</p>

現 行	改 正 案
<p>準日未使用残高の額を算出する場合、当該基準日の直前の基準日における基準日未使用残高（法第3条第1項第2号の前払式支払手段にあっては、その計算の基礎となった物品又は役務の数量を、当該基準日において金銭に換算した金額）に、基準期間発行額（当該基準日を含む基準期間において発行した前払式支払手段の発行額として当該基準日において内閣府令第48条第1項の規定により算出した額をいう。）から、基準期間回収額（当該基準日を含む基準期間における前払式支払手段の回収額として、当該基準日において同条第2項の規定により算出した額をいう。）を控除した額を加えた額で計算することができるものとする。（注）</p> <p>（注）法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、「直前の基準日」は、当該特例基準日の直前の通常基準日とし、「当該基準日を含む基準期間」は、当該次の通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>準日未使用残高の額を算出する場合、当該基準日の直前の基準日における基準日未使用残高（法第3条第1項第2号の前払式支払手段にあっては、その計算の基礎となった物品等又は役務の数量を、当該基準日において金銭に換算した金額）に、基準期間発行額（当該基準日を含む基準期間において発行した前払式支払手段の発行額として当該基準日において内閣府令第48条第1項の規定により算出した額をいう。）から、基準期間回収額（当該基準日を含む基準期間における前払式支払手段の回収額として、当該基準日において同条第2項の規定により算出した額をいう。）を控除した額を加えた額で計算することができるものとする。（注）</p> <p>（注）法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、「直前の基準日」は、当該特例基準日の直前の通常基準日とし、「当該基準日を含む基準期間」は、当該次の通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p><b>Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</b></p> <p><b>Ⅱ－1 法令等遵守</b></p> <p><b>Ⅱ－1－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等（略）</b></p> <p><b>Ⅱ－1－1－1 主な着眼点</b></p>	<p><b>Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</b></p> <p><b>Ⅱ－1 法令等遵守</b></p> <p><b>Ⅱ－1－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等（略）</b></p> <p><b>Ⅱ－1－1－1 主な着眼点</b></p>

現 行	改 正 案
<p>①～③ （略）</p> <p>④ 経営陣は、前払式支払手段の利用者に対して、発行者自ら又は加盟店（以下「発行者等」という。）を通じて、<u>物品</u>や役務を提供する義務を負うという前払式支払手段の法的性質を理解して、前払式支払手段の発行の業務を行っているか。例えば、前払式支払手段の発行に伴うキャッシュ・フローのみならず、当該前払式支払手段の未使用残高についても正確に把握することが重要であることを認識し、その実践のための態勢整備に努めているか。</p> <p>⑤ 経営陣は、前払式支払手段の発行に伴うキャッシュ・フローを重視するあまり、当該前払式支払手段の未使用残高が発行者等による<u>物品</u>や役務の提供能力を著しく上回るような、発行方針を立てていないか。</p>	<p>①～③ （略）</p> <p>④ 経営陣は、前払式支払手段の利用者に対して、発行者自ら又は加盟店（以下「発行者等」という。）を通じて、<u>物品等</u>や役務を提供する義務を負うという前払式支払手段の法的性質を理解して、前払式支払手段の発行の業務を行っているか。例えば、前払式支払手段の発行に伴うキャッシュ・フローのみならず、当該前払式支払手段の未使用残高についても正確に把握することが重要であることを認識し、その実践のための態勢整備に努めているか。</p> <p>⑤ 経営陣は、前払式支払手段の発行に伴うキャッシュ・フローを重視するあまり、当該前払式支払手段の未使用残高が発行者等による<u>物品等</u>や役務の提供能力を著しく上回るような、発行方針を立てていないか。</p>
<p><b>II-2-6 不適切利用防止措置</b></p> <p><u>情報通信技術の発展に伴い、前払式支払手段の発行者が提供する仕組みの中で、前払式支払手段の保有者が他者に未使用残高を譲渡することで、個人間で支払手段の移転を行うことが可能な形態の前払式支払手段が登場してきている。</u></p> <p><u>このような前払式支払手段は、発行者が提供する仕組みの中で、未使用残高の譲渡が繰り返されるため、移転の履歴が把握しやすいため等の利点があるが、発行者が提供する仕組みの中での前払式支払手段の移転が、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されることがないようにすることが必要と考えられる。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、内閣府令第 23 条の 3 第 1 号に規定される前払式支払手段を発行する前払式支払手段発行者に対しては、当該前払式支払手段が不適切に利用されないために必要な措置（以下「不適切利用防止措置」）を講じることが求められる。</u></p>	<p><b>II-2-6 不適切利用防止措置</b></p> <p><u>情報通信技術の発展に伴い、個人間で支払手段の移転を行うことが可能な形態の前払式支払手段が登場してきている。</u></p> <p><u>このような前払式支払手段の移転が、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用されることがないようにすることが必要と考えられる。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、内閣府令第 23 条の 3 第 1 号及び第 2 号に規定される措置に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>不適切利用防止措置に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段発行者の規模や特性などからみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p> <p><b>Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点</b></p> <p>① <u>1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限設定について、不適切な取引に利用されないようにするという点を踏まえつつ、実需に応じた合理的なものとなっているか。</u></p> <p>② <u>一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不自然な取引を検知する体制を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>不自然な取引を行っている者に対し、その利用を一旦停止する等の対応を行っているか。また、原因取引の主体や内容等について、必要な確認をしているか。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該前払式支払手段発行者の規模や特性などからみて、不適切利用防止の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p> <p><b>Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点</b></p> <p><u>(1) 残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合</u></p> <p><u>以下の各事項を講じているか。</u></p> <p>① <u>防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し</u></p> <p>② <u>1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施</u></p> <p>③ <u>一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備</u></p> <p>④ <u>不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施</u></p> <p>⑤ <u>再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備</u>  <u>イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</u>  <u>ロ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し</u></p> <p>(2) 内閣府令第23条の3第2号に掲げる前払式支払手段を発行</p>

現 行	改 正 案
	<p>する場合  <u>以下の各事項を講じているか。</u></p> <p>① <u>防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し</u></p> <p>② <u>転売を禁止する約款等の策定や、サービスに係る上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施</u></p> <p>③ <u>不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備</u></p> <p>④ <u>不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施</u></p> <p>⑤ <u>再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備</u>  <u>イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</u>  <u>ロ. 販売時における販売端末、店頭に陳列するプリペイドカード等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</u>  <u>ハ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し（例えば、悪用されている販売チャネルや販売券種における販売上限額の引下げ、取扱いの停止など）</u></p>
<p><b>Ⅱ－２－９ 不正取引に対する補償</b>                      前払式支払手段に関する不正取引により、利用者等に被害が生じるおそれがある。                      このような被害が発生した場合、前払式支払手段発行者においては、利用者等の利益の保護を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、被害者に対して適切かつ速やかな対応（連携サービスを提供する場合にあっては連携先と協力した対応を含む。）を実施することが重要である。</p>	<p><b>Ⅱ－２－９ 不正取引に対する補償</b>                      前払式支払手段に関する不正取引により、利用者等に被害が生じるおそれがある。                      このような被害が発生した場合、前払式支払手段発行者においては、利用者等の利益の保護を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、被害者に対して適切かつ速やかな対応（連携サービスを提供する場合にあっては連携先と協力した対応を含む。）を実施することが重要である。</p>

現 行	改 正 案
<p>不正取引への対応に関する前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p> <p><b>Ⅱ－２－９－１ 主な着眼点</b></p> <p>① 内閣府令第 23 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 23 条の 3 第 2 号に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。</p> <p>（注 1）「前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失」とは、前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、前払式支払手段の利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失を含む。</p> <p>（注 2）内閣府令第 23 条の 3 第 2 号に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。</p>	<p>不正取引への対応に関する前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p> <p><b>Ⅱ－２－９－１ 主な着眼点</b></p> <p>① 内閣府令第 23 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 23 条の 3 第 3 号に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。</p> <p>（注 1）「前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失」とは、前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、前払式支払手段の利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失を含む。</p> <p>（注 2）内閣府令第 23 条の 3 第 3 号に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。</p>

現 行	改 正 案
<p>生ずるおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</p> <p>ロ. 補償手続の内容</p> <p>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）</p> <p>ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</p> <p>ホ. 不正取引の公表基準</p> <p>（注）ハに定める事項については、内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第2号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ （略）</p>	<p>生ずるおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</p> <p>ロ. 補償手続の内容</p> <p>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）</p> <p>ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</p> <p>ホ. 不正取引の公表基準</p> <p>（注）ハに定める事項については、内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第3号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ （略）</p>
<p><b>Ⅱ－3－3 外部委託</b> （略）</p> <p><b>Ⅱ－3－3－1 主な着眼点</b> （略）</p> <p><b>Ⅱ－3－3－2 監督手法・対応</b> 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された前払式支払手段発行者の外部委託に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払</p>	<p><b>Ⅱ－3－3 外部委託</b> （略）</p> <p><b>Ⅱ－3－3－1 主な着眼点</b> （略）</p> <p><b>Ⅱ－3－3－2 監督手法・対応</b> 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された前払式支払手段発行者の外部委託に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することにより、前払式支払</p>



現 行	改 正 案
<p>手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－3による。）。</p> <p>（注）ヒアリングは、委託者である前払式支払手段発行者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、<u>外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする。</u></p> <p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である前払式支払手段発行者の同席を求めるものとする。</p>	<p>手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、前払式支払手段の利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、前払式支払手段発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 26 条又は第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－3による。）。</p> <p>（注）ヒアリングは、委託者である前払式支払手段発行者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、<u>並行して、外部委託先からのヒアリングや当該外部委託先に対して、法第 24 条第 2 項に基づき報告書を徴収することを検討することとする。</u></p> <p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である前払式支払手段発行者の同席を求めるものとする。</p>
<p><b>Ⅱ－3－5 加盟店の管理（第三者型発行者のみ）</b></p> <p>第三者型発行者については、利用者に物品・役務を提供するのは主に加盟店であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。</p> <p>なお、法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある」とは、犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含むものであり、こうしたもの</p>	<p><b>Ⅱ－3－5 加盟店の管理（第三者型発行者のみ）</b></p> <p>第三者型発行者については、利用者に物品等・役務を提供するのは主に加盟店であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。</p> <p>なお、法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある」とは、犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含むものであり、こうしたもの</p>

現 行	改 正 案
<p>が含まれないように加盟店管理を適切に行う必要があることに十分留意する。</p> <p>また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保する観点から、加盟店に対する支払を適切に行う措置を講じる必要がある。</p> <p><b>Ⅱ－3－5－1 主な着眼点</b></p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 加盟店契約締結後、加盟店が利用者に対して販売・提供する物品・役務の内容に著しい変更があった場合等には当該加盟店からの報告を義務付けるなど、加盟店契約締結時に確認した事項に著しい変化があった場合に当該変化を把握できる態勢を整備しているか。</p> <p>④ （略）</p>	<p>が含まれないように加盟店管理を適切に行う必要があることに十分留意する。</p> <p>また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保する観点から、加盟店に対する支払を適切に行う措置を講じる必要がある。</p> <p><b>Ⅱ－3－5－1 主な着眼点</b></p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 加盟店契約締結後、加盟店が利用者に対して販売・提供する物品等・役務の内容に著しい変更があった場合等には当該加盟店からの報告を義務付けるなど、加盟店契約締結時に確認した事項に著しい変化があった場合に当該変化を把握できる態勢を整備しているか。</p> <p>④ （略）</p>
<p><b>Ⅱ－4 自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例</b> （略）</p> <p><b>Ⅱ－4－1 主な着眼点</b></p> <p>① （略）</p> <p>② 譲受人が提供する物品・役務の内容に照らして、利用者にとって当該発行の業務の承継が行われる前と同様の利便性が確保されているか。</p> <p><b>Ⅱ－4－2 監督手法・対応</b></p> <p>法第30条第2項に基づき届出書が提出された場合は、譲受人が法令により義務付けられた供託義務を果たすことが担保されているか、及び譲受人が利用者に対して、譲渡人が提供していたものと同様の物品・役務を提供できる能力を有しているかなどについて確認を行い、利用者の利益の保護の観点を含む前払式支払</p>	<p><b>Ⅱ－4 自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例</b> （略）</p> <p><b>Ⅱ－4－1 主な着眼点</b></p> <p>① （略）</p> <p>② 譲受人が提供する物品等・役務の内容に照らして、利用者にとって当該発行の業務の承継が行われる前と同様の利便性が確保されているか。</p> <p><b>Ⅱ－4－2 監督手法・対応</b></p> <p>法第30条第2項に基づき届出書が提出された場合は、譲受人が法令により義務付けられた供託義務を果たすことが担保されているか、及び譲受人が利用者に対して、譲渡人が提供していたものと同様の物品等・役務を提供できる能力を有しているかなどについて確認を行い、利用者の利益の保護の観点を含む前払式支</p>

現 行	改 正 案
<p>手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題が認められる場合には、当該譲受人に対して、発行保証金の供託を命じる業務改善命令を発出することとする。</p>	<p>払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題が認められる場合には、当該譲受人に対して、発行保証金の供託を命じる業務改善命令を発出することとする。</p>
<p><b>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続</b> (略)</p> <p><b>Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等</b> (1)～(10) (略)</p> <p>(11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等</p> <p>① (略)</p> <p>② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 当該一覧表には、下記の項目については必ず記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者名</li> <li>・ 発行者の住所</li> <li>・ 発行者の電話番号</li> <li>・ 前払式支払手段の使用により受けられる物品又は役務の内容</li> <li>・ 前払式支払手段の金額表示・数量表示の別</li> </ul> <p><b>Ⅲ－２－２ 発行の業務の廃止の取扱い</b> (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第30条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による自家型発行者とみなされた者（以下「承継人」という。）より届出書が提出された場合には、承継の対象となった前払式支払手段に係る物品・役務の提供手段や発行保証金が承継人に引き継</p>	<p><b>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続</b> (略)</p> <p><b>Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等</b> (1)～(10) (略)</p> <p>(11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等</p> <p>① (略)</p> <p>② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 当該一覧表には、下記の項目については必ず記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者名</li> <li>・ 発行者の住所</li> <li>・ 発行者の電話番号</li> <li>・ 前払式支払手段の使用により受けられる物品等又は役務の内容</li> <li>・ 前払式支払手段の金額表示・数量表示の別</li> </ul> <p><b>Ⅲ－２－２ 発行の業務の廃止の取扱い</b> (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第30条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による自家型発行者とみなされた者（以下「承継人」という。）より届出書が提出された場合には、承継の対象となった前払式支払手段に係る物品等・役務の提供手段や発行保証金が承継人に引き継</p>

現 行		改 正 案	
<p>がれているかなど、承継人が当該前払式支払手段の発行の業務を適切に行っていくことができる態勢となっているか確認するものとする。</p> <p>(略)</p>		<p>継がれているかなど、承継人が当該前払式支払手段の発行の業務を適切に行っていくことができる態勢となっているか確認するものとする。</p> <p>(略)</p>	
適否	審 査 内 容	適否	審 査 内 容
<p><b>前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの（内閣府令第16条第8号）など</b></p>		<p><b>前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの（内閣府令第16条第9号）など</b></p>	
<p>不適切利用防止措置（Ⅱ-2-6）</p>		<p>不適切利用防止措置（Ⅱ-2-6）</p>	
□	<p>1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限設定について、<u>不適切な取引に利用されないようにするという点を踏まえつつ、実需に応じた合理的なものとなっているか。</u></p>	□	<p>残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合、以下の各事項を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し</u></li> <li>・ <u>1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施</u></li> <li>・ <u>一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備</u></li> <li>・ <u>不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施</u></li> <li>・ <u>再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備</u></li> </ul>
□	<p><u>一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不自然な取引を検知する体制を整備しているか。</u></p>		
□	<p><u>不自然な取引を行っている者に対し、その利用を一旦停止する等の対応を行うこととしているか。また、原因取引の主体や内容等について、必要な確認をすることとしているか。</u></p>		

現 行		改 正 案	
(新設)	(新設)	□	<p><u>イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</u></p> <p><u>ロ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し</u></p> <p><u>内閣府令第23条の3第2号に掲げる前払式支払手段を発行する場合、以下の各事項を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し</u></li> <li>・ <u>転売を禁止する約款等の策定や、サービスに係る上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施</u></li> <li>・ <u>不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備</u></li> <li>・ <u>不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施</u></li> <li>・ <u>再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備</u></li> </ul> <p><u>イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</u></p> <p><u>ロ. 販売時における販売端末、店頭に陳列するプリペイドカード等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</u></p>

現 行											改 正 案												
(略)											ハ. <u>不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し</u> （例えば、悪用されている販売チャネルや販売券種における販売上限額の引下げ、取扱いの停止など）												
(略)											(略)												
加盟店の管理（Ⅱ-3-5）											加盟店の管理（Ⅱ-3-5）												
(略)											(略)												
□ 加盟店が利用者に対して販売・提供する物品・役務の内容について、加盟店契約締結時に確認した事項に著しい変化があった場合に当該変化を把握できる態勢を整備しているか。											□ 加盟店が利用者に対して販売・提供する物品等・役務の内容について、加盟店契約締結時に確認した事項に著しい変化があった場合に当該変化を把握できる態勢を整備しているか。												
(略)											(略)												
(略)											(略)												
別紙様式 16 （ひな形） 前払式支払手段発行者届出及び登録状況一覧表（ 年 月 日現在） 財務（支）局											別紙様式 16 （ひな形） 前払式支払手段発行者届出及び登録状況一覧表（ 年 月 日現在） 財務（支）局												
1. 自家型発行者											1. 自家型発行者												
届出番号	届出日	発行廃止	氏名、商号又は名称	都道府県名	住所	電話番号	金額表示	数量表示	物品又は役務の内容	前払式支払手段の証票の様態等	前払式支払手段	届出番号	届出日	発行廃止	氏名、商号又は名称	都道府県名	住所	電話番号	金額表示	数量表示	物品等又は役務の内容	前払式支払手段の証票の様態等	前払式支払手段

現 行												改 正 案											
2. 第三者型発行者												2. 第三者型発行者											
登録番号	登録日	発行廃止	商号又は名称	都道府県名	住所	電話番号	金額表示	数量表示	物品又は役務の内容	前払式支払手段の証票の仕様等	前払式支払手段	登録番号	登録日	発行廃止	商号又は名称	都道府県名	住所	電話番号	金額表示	数量表示	物品等又は役務の内容	前払式支払手段の証票の仕様等	前払式支払手段
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「発行廃止」は旧法第27条に基づき、みなし業者となった年月日を記載すること。</p> <p>2. 「金額表示」と「数量表示」については、該当箇所には○を記載すること。</p> <p>3. 「前払式支払手段の証票の仕様等」は、残高加減算型「1」、残高減算型「2」、引換え型「3」を記載すること（複数記載可）。</p> <p>4. 「前払式支払手段」は、紙型「1」、磁気型「2」、IC型「3」、サーバ型「4」を記載すること（複数記載可）。</p> <p>(略)</p>												<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「発行廃止」は旧法第27条に基づき、みなし業者となった年月日を記載すること。</p> <p>2. 「金額表示」と「数量表示」については、該当箇所には○を記載すること。</p> <p>3. 「前払式支払手段の証票の仕様等」は、残高加減算型「1」、残高減算型「2」、引換え型「3」を記載すること（複数記載可）。</p> <p>4. 「前払式支払手段」は、紙型「1」、磁気型「2」、IC型「3」、サーバ型「4」を記載すること（複数記載可）。</p> <p>(略)</p>											

現 行	改 正 案
<p>I 総則</p> <p>I-1 前払式支払手段の範囲等</p> <p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証券等又は番号、記号その他の符号</p> <p>I-1-2 発行者との密接な関係について</p> <p>I-1-3 法の適用を除外される前払式支払手段等 (新設)</p>	<p>I 総則</p> <p>I-1 前払式支払手段の範囲等</p> <p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証券等又は番号、記号その他の符号</p> <p>I-1-2 発行者との密接な関係について</p> <p>I-1-3 法の適用を除外される前払式支払手段等</p> <p>I-1-4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について</p>
<p>III 前払式支払手段発行者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p> <p>III-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>III-1-2 一般的な監督事務</p> <p>III-1-3 監督当局間の連携</p> <p>III-1-4 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p>III-1-5 内部委任</p> <p>III-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>III-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等 (新設)</p> <p>III-2-2 発行の業務の廃止の取扱い</p> <p>III-2-3 発行保証金に係る手続について</p> <p>III-2-4 基準日報告書の取扱い</p> <p>III-2-5 前払式支払手段発行者が提出する報告書における記載上の留意点</p> <p>III-2-6 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>III-2-7 申請書等を提出するに当たっての留意点</p>	<p>III 前払式支払手段発行者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p> <p>III-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>III-1-2 一般的な監督事務</p> <p>III-1-3 監督当局間の連携</p> <p>III-1-4 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p>III-1-5 内部委任</p> <p>III-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>III-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等</p> <p>III-2-2 業務実施計画の届出書の受理等</p> <p>III-2-3 発行の業務の廃止の取扱い</p> <p>III-2-4 発行保証金に係る手続について</p> <p>III-2-5 基準日報告書の取扱い</p> <p>III-2-6 前払式支払手段発行者が提出する報告書における記載上の留意点</p> <p>III-2-7 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>III-2-8 申請書等を提出するに当たっての留意点</p>



現 行	改 正 案
<p><b>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証票等又は番号、記号その他の符号</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証票等又は番号、記号その他の符号のうち、法第20条第1項又は第5項に規定する場合を超えて払戻し（換金や現金の引き出し）を自由に認めているものについては、前払式支払手段と性格を異にするため、このような証票等又は番号、記号その他の符号を発行する者が前払式支払手段発行者として届出や登録を行うことはできないことに留意する必要がある。</p>	<p><b>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証票等又は番号、記号その他の符号</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証票等又は番号、記号その他の符号のうち、法第20条第1項又は第5項に規定する場合を超えて払戻し（換金や現金の引き出し）を自由に認めているものについては、前払式支払手段と性格を異にするため、このような証票等又は番号、記号その他の符号を発行する者が前払式支払手段発行者として届出や登録を行うことはできないことに留意する必要がある。</p> <p><u>（注）証票等又は番号、記号その他の符号を使用することにより、払戻し（換金や現金の引き出し）が可能な資金移動業に係る電子マネー又は電子決済手段等を購入又は交換できる場合も、払戻しを自由に認めることとなるため、このような証票等又は番号、記号その他の符号を発行する者が前払式支払手段発行者として届出や登録を行うことはできないことに留意する。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>I-1-4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について</b></p> <p><u>利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、前払式支払手段発行者は、内閣府令第23条の3第3号により、電子決済手段（法第2条第5項に規定する電子決済手段をいう。）に該当する前払式支払手段を発行してはならないとされていることに留意する。</u></p> <p><u>この点、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第2条第2項を踏まえて、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、内閣府令第1条</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>第3項第4号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第5号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものには該当せず、電子決済手段に該当することに留意する必要がある。</u></p> <p><u>（注）上記に関して、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第2条第2項は同内閣府令の施行の日から2年間適用しないとされていることに留意する。</u></p>
<p><b>Ⅱ－2－9 不正取引に対する補償</b></p> <p>前払式支払手段に関する不正取引により、利用者等に被害が生じるおそれがある。</p> <p>このような被害が発生した場合、前払式支払手段発行者においては、利用者等の利益の保護を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、被害者に対して適切かつ速やかな対応（連携サービスを提供する場合にあっては連携先と協力した対応を含む。）を実施することが重要である。</p> <p>不正取引への対応に関する前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p> <p><b>Ⅱ－2－9－1 主な着眼点</b></p> <p>① 内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第2号に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態にしているか。</p> <p>（注1）「前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行</p>	<p><b>Ⅱ－2－9 不正取引に対する補償</b></p> <p>前払式支払手段に関する不正取引により、利用者等に被害が生じるおそれがある。</p> <p>このような被害が発生した場合、前払式支払手段発行者においては、利用者等の利益の保護を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、被害者に対して適切かつ速やかな対応（連携サービスを提供する場合にあっては連携先と協力した対応を含む。）を実施することが重要である。</p> <p>不正取引への対応に関する前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p> <p><b>Ⅱ－2－9－1 主な着眼点</b></p> <p>① 内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第4号に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態にしているか。</p> <p>（注1）「前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行</p>

現 行	改 正 案
<p>われたことにより発生した損失」とは、前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、前払式支払手段の利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失を含む。</p> <p>(注2) 内閣府令第23条の3第2号に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</p> <p>ロ. 補償手続の内容</p> <p>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）</p> <p>ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</p> <p>ホ. 不正取引の公表基準</p> <p>(注) ハに定める事項については、内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第2号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者へ</p>	<p>われたことにより発生した損失」とは、前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、前払式支払手段の利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失を含む。</p> <p>(注2) 内閣府令第23条の3第4号に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</p> <p>ロ. 補償手続の内容</p> <p>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）</p> <p>ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</p> <p>ホ. 不正取引の公表基準</p> <p>(注) ハに定める事項については、内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第4号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者へ</p>

現 行	改 正 案
<p>の提供等を行う必要ではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ (略)</p>	<p>の提供等を行う必要ではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ (略)</p>
<p><b>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続</b>                      自家型前払式支払手段の発行の届出、第三者型発行者の登録の申請及び変更並びに自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿（以下「登録簿等」という。）の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p><b>Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等</b>                      (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続</b>                      自家型前払式支払手段の発行の届出、第三者型発行者の登録の申請、変更及び業務実施計画の届出並びに自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿（以下「登録簿等」という。）の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p><b>Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等</b>                      (略)</p> <p><b>Ⅲ－２－２ 業務実施計画の届出書の受理等</b></p> <p>(1) <u>業務実施計画の届出書の受理</u>                      業務実施計画の届出書の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第三者型発行者の登録の申請と業務実施計画の届出を併せて行う場合には、登録申請書の記載内容と業務実施計画の記載内容との間に齟齬等がないことを確認するものとする。</u></li> </ul> <p>(2) <u>受理後の対応</u>                      当該業務実施計画の届出書の受理後、監督上の対応においては、以下の点に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>受理した業務実施計画の諸方策に係る履行状況については、必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することにより状況を把握すること。</u></li> <li>② <u>業務実施計画に記載された事項を変更し、当該変更に係る変更届出書を受理した場合、当該変更事項が登録事項の変更</u></li> </ol>

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２－<u>2</u> 発行の業務の廃止の取扱い （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>3</u> 発行保証金に係る手続について （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>4</u> 基準日報告書の取扱い （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>5</u> 前払式支払手段発行者が提出する報告書における記載上の留意点 （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>6</u> 書面・対面による手続きについての留意点 （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>7</u> 申請書等を提出するに当たっての留意点 （略）</p>	<p>である場合には、<u>法第 11 条に規定する変更届出書の提出を 求めること。例えば、業務実施計画の「高額電子移転可能型 前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録され る未使用残高の上限額」を変更した場合は、法第 8 条第 1 項 第 7 号の「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法」の 変更があったものとして、登録簿における「支払可能金額等」 に係る変更届出書の提出が必要である。</u></p> <p>Ⅲ－２－<u>3</u> 発行の業務の廃止の取扱い （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>4</u> 発行保証金に係る手続について （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>5</u> 基準日報告書の取扱い （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>6</u> 前払式支払手段発行者が提出する報告書における記載上の留意点 （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>7</u> 書面・対面による手続きについての留意点 （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>8</u> 申請書等を提出するに当たっての留意点 （略）</p>